

○財務省告示第四百七十九号	省令第三十号	成十六年十月十二日	行条件等を次のとおり告示する。	平成十六年十一月九日	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 法律及びその条項の適	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額	七 払込金額	八 最低額面金額	九 振替単位	十 発行日	十一 発行価格	募価格
昭五十七年大蔵省令第三十号第五项の規定に基づき、平成十六年十月十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。	昭五十七年大蔵省令第三十号第五项の規定に基づき、平成十六年十月十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。	昭五十七年大蔵省令第三十号第五项の規定に基づき、平成十六年十月十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。	昭五十七年大蔵省令第三十号第五项の規定に基づき、平成十六年十月十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。	昭五十七年大蔵省令第三十号第五项の規定に基づき、平成十六年十月十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。	昭五十七年大蔵省令第三十号第五项の規定に基づき、平成十六年十月十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。	割引短期国庫債券（第三百六十回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	価格を競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当ててゐる。	額面金額で二兆二千九百九十九億三千万円	二兆二千九百九十八億三千九百五十万二千八百円	千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年十月十二日	額面金額百円につき九十九円九角六厘以上のそれぞれに応募価格	募価格	

十七	十六	十五	十四		十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	価格平均
平成十六年十月十二日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	額面金額百円につき九十九円九
				償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に
					平成十七年四月十一日	十九銭六厘